

様式4号

契約変更の内容

事務所名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和4年度中間貯蔵施設双葉北地区他家屋解体等工事（第1回変更）
契約変更年月日	令和5年3月20日
工事種別	土木工事
工事場所	福島県双葉郡大熊町地内・双葉町地内
契約業者名	株式会社前田産業
契約業者の住所	熊本県熊本市南区野田3丁目13番1号
工期（自）	令和4年5月25日
工期（至）	令和5年3月31日
工事概要	(1) 廃棄物運搬処分 1) 積込工 2) 運搬工 3) 処分
契約金額	金264,000,000円（消費税込）
変更後の契約金額	金348,257,800円（消費税込）
変更理由	大熊町・双葉町の廃棄物運搬処分をするにあたり、現地調査の結果、当初計画した体積あたりの重量が想定よりも増えたことにより、廃棄物運搬処分の重量が増工となったものである。

様式3号

契約の内容

事務所名 福島地方環境事務所

工 事 名	令和4年度中間貯蔵施設双葉北地区他家屋解体等工事
契 約 年 月 日	令和4年5月24日
契 約 方 法	随意契約
工 事 場 所	福島県双葉郡大熊町地内・双葉町地内
工 事 種 別	土木工事
契 約 業 者 名	株式会社前田産業
契 約 業 者 の 住 所	熊本県熊本市南区野田3丁目13番1号
工 期 (自)	令和4年5月25日
工 期 (至)	令和5年3月31日
工 事 概 要	(1) 廃棄物運搬処分 1) 積込工 2) 運搬工 3) 処分 (2) 解体物置場敷地整地工 1) 除草・芝刈り 2) 不陸整正工
契 約 金 額	金264,000,000円(消費税込)
予 定 価 格	金264,506,000円(消費税込)

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和 4 年度中間貯蔵施設双葉北地区他家屋解体等工事
契 約 業 者 名	株式会社前田産業
随意契約理由	<p>本工事は、「平成 30 年度中間貯蔵施設区域内家屋等解体工事（大熊町・双葉町）」（以下「平成 30 年度解体工事」という。）に伴って発生した廃棄物の処理等を目的とするものである。</p> <p>平成 30 年度解体工事では、建物の解体を行うとともに、発生した廃棄物の処理を進めてきたが、放射性物質による汚染に起因して処理委託先が見付からない又は見つかったとしても処理可能量が少量である等により迅速な処理が困難な廃棄物については中間貯蔵施設区域内の置場に残置した状態で一旦工期を終了し、目途が付き次第、別途工事において処理を行うこととした。</p> <p>工事に伴って発生した廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、工事の受注者が排出事業者となり、適正に処理する責任を負うことになる。このため、平成 30 年度解体工事で発生した廃棄物の処理は、当該工事の受注者である株式会社前田産業以外は行うことができない。</p> <p>以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき、競争に付すことなく、株式会社前田産業と随意契約を締結するものである。</p>